

各務原市桜まつり事業補助金交付要綱

(平成18年9月27日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の郷土愛醸成とふるさと意識向上のため、各務原市桜まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事業に補助金を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実行委員会が各務原市桜まつりを企画・運営するために実施する事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するのに要する経費のうち、補助事業が完了する日の属する年度（以下「完了年度」という。）の前年度の7月1日から完了年度の6月末日までの間に支払った経費であって市長が必要かつ適当と認めたものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で市長が決定する。

(補助金の交付の申請)

第5条 実行委員会は、完了年度の4月1日から同月10日までの間に補助金の交付の申請をしなければならない。

(補助金の支払い)

第6条 補助金は、完了年度の4月に当該年度の予算から概算で支払うものとし、当該補助事業が終了した後に精算するものとする。

(補助金の経理等)

第7条 実行委員会は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を完了年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成１８年９月２７日から施行し、平成１８年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成２６年１２月１８日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市桜まつり事業補助金交付要綱の規定は、平成２７年度の予算に係る補助金から適用する。